

北朝鮮で普及拡大する成果給制度

上 澤 宏 之

「最近、党（朝鮮労働党）では労働者、農民であっても、価値ある発明と創意工夫、技術革新を行ったときには政治的、物質（経済）的に他人（ヒト）が羨むくらい評価するとともに、その制度化の重要性を強調している」。これは北朝鮮の朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』（2023 年 9 月 13 日付け）に掲載された記事の一節である。

社会主義制度下での労働者の給与といえ、一般的に「平均」「平等」「一律」などのイメージを得るが、本来は「社会主義分配原則」の名の下、働いた労働の量と質、すなわち成果・業績に見合った給与が労働の対価として支払われることが求められてきた（社会主義労働法第 37 条など）。しかし、北朝鮮当局は慣例的に平均主義を重視し、労働の量と質に給与の差をつけることを抑えてきた。そんな中、冒頭の記事のように、近年に入り、北朝鮮の機関・企業所・団体などでは労働者への経済的インセンティブを強める動きを活発化させている。言い換えれば、成果給制度や労働報酬に対する傾斜配分の強化といえよう。

具体的にその特徴をみると、第一に、人事考課における定量評価の普及拡大が挙げられる。たとえば、平壤歯科衛生用品工場では、社会主義分配原則を徹底させるため、工場支配人が内部で協議会を立ち上げ、労働定量評価の基準策定に向けて各職場などの労働定量を分析、調整した結果、「労働報酬の支払いにおいて平均主義が根絶され、作業班などから仕事をもっと欲しいという要求が高まった」ことが伝えられた（『労働新聞』2024 年 11 月 8 日付け）。また、黄海南道農村經理委員会傘下の花園農場では、「数年前から労力業務評価を重要な政治事業の一環として捉え、評価において科学性と

現実性、公正性を担保するよう力を注いできた」とした上で、「評価細則も固定・不変的なものではなく、大衆の意見をとり入れ、不断に修正補充し、これを農場員総和（評価検証会議）などの機会に詳細に周知すると、大衆の生産意欲が予想外に高まった」ことも報じられた（同年 9 月 16 日付け）。これについては、金正恩総書記も「地方発展 20 × 10 政策」（地方工場建設プロジェクト）成川郡（平安南道）地方工場竣工式（2024 年 12 月 20 日）での演説で「農民が農業をきちんと営めば国が興り、自らもしっかりと暮らせるという確固たる認識を持てるよう労力業務評価と分配を正確」（同年 12 月 21 日付け）に行う必要性に言及するなど、国を挙げて人事評価制度の改善に取り組んでいる様子がうかがえる。

こうした制度改善の背景には、北朝鮮が労働報酬法を制定（2020 年 9 月制定、23 年 3 月改正）したことが大きく影響している。同法は第 1 条で「社会主義分配原則の要求どおり労働者の労働実績を正確に評価した上で労働報酬を計算して支払うことにより、労働意欲と技術機能水準を高め、社会主義経済発展と人民生活向上を積極的に推進することに資する」と明記している。これは前述した労働評価改善の動きを含め労働に対する定量評価を法的に裏付けている。また、同第 4 条では「国家は造成された労働報酬源泉の範囲で従業員に働いただけ、稼いだけ労働報酬を支払う」として、機関・企業所・団体の業績に応じた分配を促しており、「できる会社とできない会社」、つまり機関・企業所・団体の間で労働報酬額に差（企業間格差）が生じることを示唆している。さらに、労働報酬が「生活費、加給金、賞金、奨励金の形態で支払う」（第 16 条）ことのほか、「労働業務定量を定めるのが難しい企

業所などの従業員には作業課題を定めて与え、その労働実績と生活費基準により定額生活費を計算して支払わなければならない。(中略)点数制による評価基準と制定原則により実情に合わせて基準を定め、労働実績を評価」(第22条)することを定めており、定性評価の基準についても明文化している。このほか、平均的に労働報酬を支払うことを禁じる(第40条)とともに、違反時には該当組織に罰金を科したり(第42条)、責任者に刑事責任を負わせたりする(第45条)ことなども規定している。

そして経済的インセンティブ強化をめぐる第二の特徴は、競争の推奨が指摘される。北朝鮮は競争について「相次ぐ難関に打ち勝ち、党政策を徹底して貫徹させ、国家富興の活路を力強く切り開いていくための威力ある武器となる」として、かつての「千里馬作業班運動」(1959年発足)などの生産高揚運動が「奇跡と偉勲を絶え間なく創造」してきたことに触れ、「競争過程を通じて勤労者の愛国熱意、集団主義精神を昇華」させるため、「競争を部門別、地域別、単位(機関・企業所・団体)別に組織し、工場間、作業班間、個人間でも進めなければならない」「モデル単位を創造し、全単位がモデル単位に追いつくための競争熱風を力強く起こさなければならない」などと説いている(『労働新聞』2024年3月12日付け)。

例を挙げると、金正淑平壤紡績工場では「女性労力が主力となっている工場で、織布工や精紡工らの闘争(勝負)心は並大抵ではない。全機械工が生産量より品質を第一の目標として競争を繰り広げるよう条件を整備することが重要である。活動家は職種別、級種別、勤続年数別に技能工競技(コンテスト)を細分化し、同競技に生産者は勿論のこと、修理工を含む全員を参加させた。そして製品の質向上の寄与度に従い従業員の順位を正確に定め、そのうち100位内に入った対象を模範として取り立て、政治的及び物質的評価を与えた」(同年5月15日付け)と伝えている。特に、競争で最も重視されるのが「公正な評価」で、南浦市江西区域の青山農場では、幹部で構成された「審議チームが競争

総和と評価を正確に行い、それに基づき授賞式を盛大に執り行ったところ、農場員の競争心を更に呼び起こすことができた」(2023年4月18日付け)と強調するほか、「公正性を欠くと競争それ自体が生命力を失ってしまう」(同年4月3日付け)と警鐘を鳴らしている。

現在、経済制裁下にある北朝鮮は「自力更生」を掲げ、自立的経済の確立に向けて、建設分野を中心とした内需主導型、農業振興を軸とした自給自足型の経済建設を推し進めている。制裁により他国に資源や資本、技術を依存できない中、一国で経済を循環させるスターリンの一国社会主義論を彷彿とさせる経済路線ともいえよう。また、2021年1月の第8回党大会で提唱した「国家経済発展5か年計画」を基に中央集権化を加速させており、経済に対する国家統制を強化してきている。これは制裁との持久戦、長期戦を視野に入れ、限られた国内資源を国家に総て集中させる戦時経済体制や国家総動員体制の構築を企図したものと受け止められる。

金正恩総書記は2011年末の体制発足からハノイ米朝会談決裂を受けた2019年末の「正面突破戦」の提唱まで、市場機能を活用した経済運営を推進してきた。独立採算制の下、機関・企業所・団体に自由な経営活動を促し、拡大再生産に向けた資本形成も認めてきた。近年における成果給制度の導入は、社会主義への回帰、要するに、本来の社会主義の経済法則である「労働に応ずる分配」へ立ち戻ったというよりも、生産性の向上に向けて、かつて機関・企業所・団体が独自の裁量で導入、推進してきたものを、国家主導に置き換えたものにほかならない。制裁下の北朝鮮にとって体制の存続に向けた窮余の一策といえるのかもしれない。

(※本稿の表記及び見解を含め内容は全て個人の立場によるものである。)

(かみさわ ひろゆき・アジア研究所特別研究員)